

「夏季休業中における児童生徒の指導について」の変更点等について

昨年度から一部変更した項目や新規に追加した項目は、以下のとおりです。

頁	項目	変更・追加	変更内容
2	3 健康の保持増進及び安全指導の徹底を図る (1) 新型コロナウイルス感染症について	一部変更	マスクの着用について
4	3 健康の保持増進及び安全指導の徹底を図る (7) 遊び場について	一部変更	河川水難事故防止に係る取組について
4	3 健康の保持増進及び安全指導の徹底を図る (9) 遊具・玩具類について	一部変更	無人航空機について
6	6 いじめの未然防止に努める	一部追加	いじめ対応の更なる強化・改善について
7	9 問題行動の未然防止に努める (1) 暴走族等について	一部追加	暴走族の認定について ヤングテレホン広島の相談時間について
8	9 問題行動の未然防止に努める (6) 性に関する問題行動について	一部追加	若者向けの性や妊娠などの健康相談支援サイトの周知について
9	9 問題行動の未然防止に努める (12) 携帯電話等 ICT 機器の使用について	一部追加	e-ネットキャラバン講座の推進について 通信事業者と協同した犯罪防止教室の実施にかかる周知について
10	9 問題行動の未然防止に努める (15) 刃物等を携帯する行為について	新規に追加	刃物等を携帯する行為について
13	17 夏季休業期間中の生徒指導及び教育相談体制を確立する (2) 「新型コロナウイルス感染症」を踏まえた対応について	一部追加	学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について
14	19 ヤングケアラーの早期発見、適切な支援に努める	新規に追加	ヤングケアラーについて